

平成29年度答申第16号  
平成29年10月6日

諮問番号 平成29年度諮問第25号（平成29年9月22日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）は、「戦没者等の遺族」には特別弔慰金を支給すると規定している（同法3条）。この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいい（特別弔慰金支給法2条1項）、これに加えて、一定の者については、上記の「弔慰金を受ける権利を取得した者」とみなし（同法2条2項、3項）、また、死亡した者に子がなかった場合には、父母、孫など一定の者についても、上記の「戦没者等の遺族」とみなすと規定している（同法2条の2各項）。
- (2) 故Pは、昭和18年2月1日にA方面において戦死した。  
また、故Pの弟である故Qは、昭和20年1月12日にB方面において死亡した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:P))

- (3) Rは、故Qを父とし、審査請求人を母として、昭和19年a月b日に出生し、同月31日、故Pを戸主とする戸籍に入籍した。

(改製原戸籍謄本(筆頭者:P))

- (4) 審査請求人は、平成28年5月6日、C知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(審査請求人の特別弔慰金請求書)

- (5) 処分庁は、平成29年2月2日付けで、審査請求人に対し、「あなたは、戦没者の死亡当時、戦没者と戸籍上の親族関係がないため、特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を記載して、本件請求を却下する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)をし、審査請求人は、同月14日、これを受領した。

(却下通知書、郵便物等配達証明書)

- (6) 審査請求人は、平成29年4月17日付けの消印のある郵便で、審査庁に対し、審査請求書を提出し、審査庁は、同月19日、これを受け付けた。

(審査請求書、郵便による審査請求書の送付に用いた封筒)

- (7) 審査庁は、平成29年9月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

## 2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、昭和17年に故Qと結婚したが、P家に入籍することができず、いわゆる内縁の妻であった。故Pは、審査請求人からすると義兄に当たる者である。審査請求人は、故Pの戦死の通知を受け取り、葬式も行ったのであり、故Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有する者と認められるべきである。よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、故Pの弟である故Qの内縁の妻であったと主張しており、審査請求人自身、故Pとの法律上の親族関係がなかったことを認めている。また、戸籍謄本により、故Qと審査請求人は婚姻届出をしていないことが確認でき、故Pと審査請求人との間に法律上の親族関係がないことが確認できる。審査請求人は、故Qとの間に内縁関係があつたとしても、戦没者と法律上の親族関係にないことから、特別弔慰金支給法において支給対象と定めている遺族には当

たらない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件却下処分は維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

##### (1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるS（以下「審理員S」という。）、同室総括審理専門官であるT及び同室企画調整専門官であるU（以下「審理員U」という。）を指名し、うち審理員Sを審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年6月8日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出し、また、審査請求人は、同年7月12日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 審理員Uは、平成29年8月30日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同年9月6日である旨を通知した。

エ 審理員Sは、平成29年9月1日付けで、審査庁に対し、「審理員 S」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Uは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（D市長）	：平成28年5月6日
（E知事）	：同月11日
（処分庁）	：同年6月1日
本件却下処分（処分庁）	：平成29年2月2日（本件請求から38週間）
本件審査請求	：同年4月19日（審査庁受付日）
審理員意見書提出	：同年9月1日（審査庁受付日から19週間）
諮問書提出	：同月22日（審査庁受付日から22週間）

##### (2) 本件諮問に至るまでの一連の手續は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 S」と記載されている。そし

て、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員T及び審理員Uとの合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

(1)ア 特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない（施行規則1条1項）ところ、請求者が、特別弔慰金支給法2条の規定に該当する者として請求する場合は、請求者の平成27年4月1日における戸籍の抄本を（同規則1条2項1号）、特別弔慰金支給法2条の2の規定に該当する者として請求する場合は、死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本を（同規則1条3項2号）、それぞれ添付しなければならないものとされている。

イ そして、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成27年6月18日付けのF町長作成の故Pを戸主とする改製原戸籍謄本によれば、「姪」である「R」について、「父」の欄には「Q」、「母」の欄には「X」、「続柄」の欄には「女」の記載があるものの、審査請求人については、故Qと婚姻届出をして同戸籍に入籍したとの記載はない。

（改製原戸籍謄本（筆頭者：P））

ウ そこで、処分庁は、審査請求人については、故Pの3親等内の親族であることが戸籍で確認できなかったとして、特別弔慰金支給法2条の弔慰金を受ける権利を取得した者又は同法2条の2第3項により戦没者等の遺族とみなされる者に該当せず、特別弔慰金を受ける権利を有しないものと判断し、平成29年2月2日付けで、本件却下処分をした。

（却下通知書）

(2) 遺族援護法35条1項は、「弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の3親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計

を維持し、又はその者と生計をともにしていた者に限る。）」と規定し、特別弔慰金支給法2条の2第3項は、「弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第3項各号のいずれかに該当し、かつ、平成27年4月1日に当該死亡した者の子がなかつた場合において、同日において前2項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかつたときは、遺族援護法第35条第1項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の3親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第2条第1項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第3項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第1項第1号又は第2号に該当しなかつたもののうち、死亡した者の葬祭を行つた者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。」と規定している。そして、遺族援護法24条1項及び特別弔慰金支給法2条1項ただし書においては「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」と規定して、法律上の配偶者以外で一定の要件を備えた者も含むことを明らかにしているのに対し、上記遺族援護法35条1項及び特別弔慰金支給法2条の2第3項にいう「3親等内の親族」については、このような特段の規定は置かれていないことからすれば、いずれの「親族」についても、当該死亡した者と法律上の親族関係のある者を指すと解される。

- (3) 親族とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族までの範囲の者をいい（民法725条）、親族とされる姻族関係は、婚姻により生じ、離婚によって終了する（民法728条、739条参照）。婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずるとされている（民法739条）。このことは、審査請求人が故Qと結婚したと主張する昭和17年当時の民法の規定においても同様である（昭和22年法律第222号による改正前の民法775条参照）。
- (4) 本件において、審査請求人は、事実上の関係はともかく、故Qと法律上の婚姻関係にはなかつたことから、故Pとの間に姻族関係が生じる余地はなく、法律上の親族関係は発生していないといわざるを得ない。

したがって、故Pと審査請求人との間に法律上の親族関係は発生していないと認められる以上、審査請求人が特別弔慰金支給法2条1項又は2条の2

第3項の規定に該当する者とは認められないというべきである。

(5) 審査請求人は、前記第1の「2 本件審査請求の要旨」記載のとおり述べて、審査請求人について特別弔慰金の支給が認められるべきであると主張するが、これらの主張は、前記(2)に述べたところと異なる独自の見解を前提とするものであって、採用できない。

(6) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ